

精神保健医療福祉の改革ビジョンと障害者自立支援法・精神保健医療の関係

精神保健医療福祉の改革ビジョン

地域生活支援の強化

精神医療の改革

国民理解の深化

【主な重点施策】

○サービス提供体制・重層的な相談支援体制の整備

○市町村等がケアマネジメントを活用し給付決定等がなされる仕組み

○住居提供者等のニーズに対応する体制の確保

○精神障害者の就労支援・活動支援体制の強化

○基準病床数の見直し

○病床機能分化

○適切な処遇の確保等

○普及啓発「こころのバリアフリー宣言」

障害者自立支援法

○障害者施策を三障害一元化
○サービス体系に再編・障害福祉計画によるサービス整備
○相談支援を含むサービスの実施主体を市町村に一元化（専門的な相談支援については都道府県においても実施）

○精神障害者退院促進支援事業
→精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施

○支給決定プロセスの透明化
○ケアマネジメントによる「サービス利用計画」、「個別支援計画」の導入

○居住サポート事業の創設
○就労支援の抜本的強化

精神保健・医療

○医療計画における基準病床算定式の変更

○診療報酬上の評価

○精神保健福祉法の改正